

## 平成 30 年度第 1 回茨城県国民健康保険運営協議会 議事要旨

1 日時 平成 30 年 7 月 18 日（水）13：30～15：00

2 場所 茨城県庁 9 階講堂

### 3 議事要旨

#### （1）協議会長の選任

委員の選挙により、齋委員を会長に選任した。

#### （2）茨城県国民健康保険運営協議会の運営方法について

特に意見なし。

#### （3）茨城県国民健康保険運営方針の一部改定について

##### 【委員】

運営方針（18 頁）に記載のある「メタボリックシンドローム対策」に「等」を加えるなど歯科口腔保健の推進にも含みを持たせた表現とすることを提案する。歯科医療・口腔健康管理による医療の財政面での効果について、追加配付した資料のとおり、エビデンスとして出されている。また、国の骨太の方針においても 2017 から加わったところ。このようなデータを活用することで、医療適正化に対する大きな役割を果たせるのではないか。

##### 【事務局】

メタボリックシンドローム対策の記載については、茨城県医療費適正化計画に盛り込まれた内容を抜粋しているもの。歯科口腔保健の推進などにも含みを持たせた表現について検討の上、報告する。

#### （4）国民健康保険特別会計に係る平成 30 年度当初予算について

##### 【委員】

資料 8 頁について、実際の国拡充公費は 1,700 億円だが、国保事業費納付金算定では 1,600 億円で算定しているが、その差額 100 億円については何か。

##### 【事務局】

平成 29 年度中に行った平成 30 年度の納付金の算定においては 1,600 億円拡充されたものとした。一方で、実際の国の交付は 1,700 億円とされている。

その結果、この差 100 億円分について、市町村の国保財政に余裕が出ることとなるものである。

##### 【委員】

運営方針の 12 頁にも記載があるが、委員として、安定的な国保財政運営において、削減・解消すべき赤字の範囲状況を認識しておく必要があると考えている。

法定外の一般会計繰入のうち決算補填等目的の繰入額については、繰入を行う市町村数やその金額について、予算編成の段階で把握できないのか。

【事務局】

法定外の一般会計繰入のうち決算補填等目的の繰入額については、決算において確定するものであり、予算上では把握はできない。

運営方針の26頁に、平成27年度の決算補填等目的の法定外繰入額について掲載した。平成27年度の様子は、法定外繰入については2町を除く市町村で行われており、そのうち、決算補填等目的の繰入は、10市町村を除く33市町村で行われている。

【委員】

今後は、法定外の一般会計繰入のうち決算補填等目的の繰入を行っている市町村に対して、県としても、赤字解消・削減に向けた目標計画を定めるなど指導をお願いしたい。

また、保険者努力支援制度交付金の茨城県の状況についてはどうか。

【事務局】

保険者努力支援制度については、特定健診の受診率や、保険料収納率、医療費など様々な評価指標に基づき、評点をつけ、市町村分500億円、都道府県分500億円の総額1,000億円を自治体に配分する仕組みとなっている。

都道府県分については、市町村の実施する保健事業等の状況や、医療費の状況などが評価指標とされている。当県は、医療費の評価において1人当たりの医療費水準が低いため、配点の高い医療費改善の評価指標が得点しにくい状況にある。これについては、評価方法の見直しを国に対して申し入れていきたい。

また、市町村の状況の評価する特定健診の受診率、保険料の収納率等についても当県の場合、市町村平均で見るとそう高くはないため、県全体として低い水準となっている。こうしたこともあり、当県は、全国的には、下から三番目の低い評価となっている。

なお、今年度も評価指標の見直しがあるので、新たな指標で点数が取れるように市町村と一緒に取り組んでいく。

【委員】

評価の向上には、国保加入者、県民の努力も必要となる。また、県民の皆さんにも協力してもらうことで、保険料抑制にもつながるため、県を挙げた広報活動を実施いただきたい。

【委員】

運営方針27頁の保険料の収納率について、市町村により収納率に差があり、59.61%、62.85%と収納率が低い市町村もある。収納率が低い市町村の原因は何か。収納率の差に不公平を感じるが、これに対し、県としては、どのように考えているか。

【事務局】

収納率については、基本的には100%を目指すべきである。市町村の個別の要因については把握していないが、県としては、収納率向上のためのアドバイザーの派遣や、担当職員向けの研修会の実施、口座振替の促進等に取り組んでいる。

また、低所得者に対する保険料の軽減措置があるが、所得の申告をしていないため、

適用されない被保険者もいる。所得に合った軽減措置が的確に受けられるよう、市町村と一緒に啓発を図りながら収納率向上を進めていきたい。

【委員】

納めるべき保険料を納めないことについて、県民としては納得できないところがあるため、是非とも収納率向上に向けた今後の取組に期待する。

【委員】

茨城県の収納率については、高いところでも80%台くらいに留まっている。国保の加入者の中には、7割軽減や5割軽減の措置を受けても納めない人もおり、なかなか収納率が上がらない。どこの都道府県をみても、収納率は伸び悩んでおり、本当に難しい問題である。また、最近の新聞にも掲載されていたが、外国人の医療費について、高額な医療サービスを受けたにもかかわらず、保険料を支払わないで短期間で帰国するケースがある。このようなケースへの対応についても、県にご指導いただければと思う。

【事務局】

外国人についても、制度として、住民登録されていれば、国保に加入することとされている。一方で、委員ご指摘の点については、国も課題意識をもって検討を始めている。国の動向を注視しながら対応にあたっていく。

【委員】

外国人の問題は、県や市町村での解決は難しい。国にきちんとしてもらわないといけない。県から国へ改善を要望することが必要。

【委員】

この問題については、全国都道府県医師会長会議でも出ている。国が中心とならないとこの問題は解決できない。特に、茨城県においては、外国人労働者が多いこともあるため、厚生労働省に対応を考えるよう提言している。国保においても、県から国へ要望をお願いしたい。

【委員】

医療費適正化にあたり、後発医薬品の普及促進も重要である。使用割合は、平成27年度の60%くらいから今年度は目標値の80%も視野に入ってきている。一方で、医療水準を下げずに、残薬や多重・多剤投与に対する問題をどのように解消するかが課題。また、後発医薬品の使用については、住民の理解が得られるよう啓発が必要。

【事務局】

後発医薬品の使用率については、平成30年度2月時点において68.6%となっており、高い市町村では、75%くらいとなっている。引き続き、後発医薬品の普及については、市町村とともに、啓発に努める。

【委員】

是非、住民の理解が得られるような工夫をしていただきたい。

【会長】

国保財政の安定的な運営のためには、数々の課題があるが、収納率の問題など、県と市町村がともに努力しなければならない課題等もでてきた。その課題等については、進

行状況等をこの協議会にご報告いただき、何ができるかその取り組みを検討していきたい。また、国へ申し入れなければいけない問題については、県から要望するようお願いする。引き続き、県においては、国保財政の安定のために努められたい。

#### (5) 県内の医療給付費等の動向及び国民健康保険会改革前後の保険料の動向について

【委員】

賦課方式について、県によっては統一しているところもあるのか。

【事務局】

市町村の判断により市町村が決定することとなっているため、県で統一しているところはない。市町村により、農業が盛んであるなどの産業状況や、市町村の家族構成、世帯の状況等に応じて賦課方式は変わってくる。

【委員】

昨年度と比べて今年度は、4方式から3方式へ変更した市町村があるが、何か背景があるのか。

【事務局】

特に、市町村から細かくは聞いていないが、固定資産税を算定の基礎とする資産割は、固定資産税と二重に課税されている印象もあるといった話は聞こえてきている。年毎に収入の変動が大きい農業が中心となる市町村においては、安定した保険料収入を確保するために、資産割を設けていたところもあると思われるが、産業構造の変化なども影響し、資産割が減っているのではないかと考えている。

【会長】

事務局においては、一人あたりの医療費が増加傾向になる中、過度に医療費が増加することのないよう、医療費適正化にしっかりと取り組み、安定的な国保財政運営に努めるようお願いする。

また、今後も、医療費等の動向を的確に把握し、来年度の納付金等の算定における保険給付費の推計に適正に反映するようお願いする。